

•Elie A. Salem, *Rusum Dar al-Kutafah: The Rules and Regulations of the 'Abbasid Court*, American University of Beirut, 1977.

(A5版 二九'二〇二頁 二〇〇三年三月)

松香堂 三八〇〇円

(後藤敦子 東京外国語大学アジア・

アフリカ言語文化研究所共同研究員)

会 告

平成十五年度史学研究会大会および総会は、予定通り、十一月二日(日)午後一時より京大会館にて開催されました。

公開講演は平雅行、石原潤の両氏により左記の演題で行われ、盛会裡に終わりました。

鎌倉幕府の寺社政策について

平 雅行氏

現代中国の集市について

石原 潤氏

なお、大会と総会に先立って開催された秋期定例の理事評議員会において、平成十五年度会務報告がなされました。

平成十五年度

史学研究会大会講演要旨

鎌倉幕府の寺社政策について

平 雅行

本研究の課題は、①鎌倉幕府の東国での宗教政策、および②鎌倉幕府の畿内権門寺社政策の二点を明らかにすることにある。その理由は、第一にこれまで日本中世の宗教政策研究が遅れていたことにある。鎌倉仏教が民衆仏教であるという誤断のため中世の宗教政策研究はほとんど空白状況であり、そのことが通史的把握を困難にしていた。顕密体制論の登場によって、中世成立期の朝廷の政策研究は一定の進展をみせたが、幕府の宗教政策論は手つかずのままである。本報告はその状況の打破を目指している。第二は、鎌倉幕府の延暦寺政策が顕密体制論の成否を左右する論点に浮上してきたことにある。佐々木馨氏は、鎌倉幕府と延暦寺との関係が「一触即発の危機状況」にあったことを論拠に、①東国と西国では体制仏教のあり方が根本的に異なっている、②黒田俊雄氏のいう顕密体制は西国

の仏教体制にすぎない、と批判した。実際、顕密体制論は畿内近国の権門寺社を素材としているだけで、東国仏教界を組み込んだ議論にはなっていない。東国仏教を包摂した顕密体制論を再構築するためにも、幕府の寺社政策の解明は不可欠の課題である。

そこでまず、東国鎌倉での山門出身者に対する対応をみてみよう。佐々木氏は鎌倉時代の鶴岡別当に延暦寺出身僧がいなかったと主張した。しかし鎌倉の中核寺院たる鶴岡八幡・勝長寿院・永福寺の三別当は東密・寺門・山門で分掌されているし、将軍護持僧二一名（確認分）のうち東密は六名、山門は六名、寺門は五名、不明四名である。また鎌倉で宗教活動をした権僧正以上の僧侶は六八名確認できるが、うち東密が二八名、山門が二三名、寺門が一六名、禅宗一名となっているし、北条氏出身の僧侶五八名をみても東密が一四名、山門が八名、寺門二四名、その他一二名となっている。東国仏教界からの延暦寺出身僧の排除は事実として確認できない。

ところで佐々木馨氏の研究には、もう一つ重大な欠陥がある。鎌倉幕府の宗教政策

の段階差を無視したことである。鎌倉幕府は宗教政策を二度転換しているが、氏にはそのことが視野に入っていない。そこで幕府の宗教政策を概観すると、源氏将軍の時代は鶴岡・勝長寿院・永福寺・大慈寺など將軍御願寺の整備が進められ、將軍頼經の時代になると、山門も含め京都から大量の顕密僧が下向して人的充実が図られた。そして鎌倉仏教界の発展を背景に、東密の幕府僧が東寺・東大寺など畿内権門寺院の長官職に進出している。

ところが宮騒動（一二四六年）で將軍権力が得宗に敗れたことは、鎌倉の仏教界に深刻な影響を与えた。これまで鎌倉仏教界の整備は將軍主導によって行われてきたため、多くの顕密僧は將軍方となり北条得宗に敵対して呪咀祈禱を行った。その苦い体験から北条時頼は宗教政策を大きく転換させた。そして、①鎌倉の顕密仏教界を縮小させて東密僧の京都進出を停止する、②顕密僧に代わって蘭溪道隆や忍性などの禅律僧を重用する、③顕密仏教の中では寺門派が圧倒的な優位にたち、その影響で幕府の延暦寺政策は峻厳なものとなった。ただし幕府は延暦寺の堂舎造営・神輿造替に協力

するなどの宥和策もっており、この段階にあっても完全な延暦寺敵視政策に踏み切ったわけではない。

モンゴル襲来は再度の政策転換を幕府に迫った。異国降伏の祈禱体制を構築するため幕府は再び密教重視に転換し、鎌倉の顕密仏教界は爆発的な発展を遂げた。そして、①北条氏や將軍子弟が顕密仏教界に大量進出し、彼らが鎌倉仏教界の中核となる、②幕府僧は延暦寺・東寺・東大寺・園城寺・醍醐寺などに大量進出して、畿内権門寺院を席卷した、③幕府僧のトップ二名が延暦寺・園城寺の長官となったため、前代のような園城寺・醍醐寺は影を潜める、④鎌倉の幕府僧は建武政権の崩壊後、室町幕府の武家護持僧となっており、鎌倉幕府の宗教政策は室町幕府に継承された。

以上からすれば、鎌倉幕府と延暦寺との関係を非和解的対立と捉える佐々木氏の議論には、実証的根拠がないと結論することできる。

現代中国の集市について

石 原 潤

革命後の中国では、社会主義化政策により、都市の商業は原則国営化され、農村部の流通は供銷合作社が担うこととなった。伝統的集市は、「資本主義の尻尾」として、

特に「左」の政策がとられた大躍進期や文革期には、自留地や家庭内副業と共に、禁止されたり、強く抑制されたりした。しかし、このような政策は、むしろ商品流通の停滞と農民生活の逼迫をもたらしたと考えられ、調整期には集市の再活性化が報じられ、また改革開放期にはその育成が図られることになる。

G・W・スキナーの推計では、革命直前に中国全体で五万八千五百余の集市があったとされるが、計画経済期を通じてその数は減少し、三万〜四万台で推移したと推測される。改革開放政策後は、一転してその数は急増し、一九七九年に三万八千九百余であったものが、一九九七年には八万七千百余となり、その売上高も急伸し、小売販売額の過半を占めるに至る。このような集

市の近況を、論者が一九九五〜九七年に行った河南省鄭州市域の都市部と農村部の集市の実態調査に基づき検討する。

まず、人口約一八〇万の大都市鄭州市区には、七九の集市が市街地内にはほぼ均等に配置され、住民は一〜二km以内の徒歩または自転車での移動で、いずれかの集市に到達しうる。集市は工商行政管理局の出張所である工商所により管理され、毎日開かれ、その多くは街路沿いの露店、上屋（頂棚）、小店舗（房）、屋内売場（庁）などで構成されている。露天市場（馬路市場）から「庁房市場」への、「退路進庁」政策が採られており、市区内では九四年までに過半が庁房市場化していた。

集市の売り手は、工商所より出店許可証を得、管理費を払って店を出す。工商所は市場内に業種毎の出店場所を指定している。市区の大部分の集市は生鮮食料品を中心とし、一部の比較的大きな集市は食料品に加えて衣類や雑貨などの工業製品を扱う。売り手は老若男女を含み、多くは事実上の私営小商人で、国営企業の退職・休職者や、河南省南部農村地域からの出稼ぎ農民が多いのが特徴的である。集市の買い手は、周

辺のあらゆる階層の住民で、生鮮食料品のほとんど金と、衣類など日常生活必需品の一部を集市に依存している。

一方、農村部の集市を登封市（旧登封県）域を例に採り検討すると、域内の人口六〇万人に対して、二一カ所に集市がある。やはり工商所の管理下に道路敷や一部は広場で開かれ、「退路進庁」の程度は遅れている。多くは隔日に開かれ、奇数日か偶数日を市日とするが、さらにその内に旬（十日）に一回又は二回の「大集」の日が定められており、いわば二重の定期性を持つ。

販売される商品は、食料品に加え、工業製品や各種サービス（修理、仕立、軽食等）からなり、都市部の集市と比べて、後二者の割合が高いことが特徴である。販売者は青壮年層を中心とする男女で、農民が自家生産物を売る場合の他に、「農民」身分ではあるが市営業の小商人化している者が目立つ。彼らは三輪自転車やバスを利用して、平均約十kmを移動し、多くが複数の市に出店する。集市の買い手は、周辺住民一般であり、月に七回程度、平均五kmを徒歩又は自転車移動し、最寄りの市にやってくる。購買品は、食料の割合が相対的に低

く、工業製品の割合が高い。買い手の参集圏が郷鎮の境域を越えることは少なく、郷鎮域が人民公社の領域を受け継いでいることを考えると、人民公社が集市の市場圏を範域として設定された可能性がある。

受 贈 誌

(二〇〇三年九月二日～
二〇〇三年十一月一日)

福岡大学人文論叢(福岡大学研究推進部)

三五—

立命館産業社会論集(立命館大学産業社会学会)三九—、三九—二

信濃(信濃史学会)五五—八、五五—一〇

栃木史学(國學院大學栃木短期大学史学会)一六、一七

アジア研究所所報(亜細亜大学アジア研究所)一一、一一—

長崎大学教育学部社会科学論叢(長崎大学教育学部)六二

Этнографическое Обозрение (Институт

Этнологии и Антропологии имени

Н.Н. Миклухо-Маклая РАН)

2003/2-2003/3

人文学報(京都大学人文科学研究所)八七、

八八

東方学報(京都大学人文科学研究所)京都

七五冊

人文地理(人文地理学会)五五—三、五五

—四

国立台湾大学法学論叢(国立台湾大学法律学系出版)三二—三

日本史研究(日本史研究会)四九二—四九

四

日本歴史(日本歴史学会)六六四—六六六

奈良文化財研究所概要(奈良文化財研究所)二〇〇三

飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(奈良

文化財研究所)一六

平城宮発掘調査出土木簡概報(奈良文化財研究所)三七

官営工房研究会会報(奈良文化財研究所)

八

奈良文化財研究所紀要(奈良文化財研究所)二〇〇三

史学雑誌(史学会)一一一—七、一一一—

九—一一—一〇

一橋論叢(一橋大学一橋学会)一一〇—二

—一一〇—五

考古学報(中国社会科学院考古研究所)二〇〇三—二

〇〇三—二

海事史研究(日本海事史学会)六〇

東京商船大学研究報告(人文学科)(東京

商船大学)五四

史学研究(広島史学研究会)二四—二

経済学研究(九州大学経済学会)六九—

三、四—六九—五・六

経済論叢(京都大学経済学会)一七一—二

—一七一—三

駿台史学(駿台史学会)一一九

龍谷詩壇(龍谷大学史学会)一一九・一二

〇合併号

史迹と美術(史迹美術同致会)七三七—七

三八

日本学刊(中華日本学会、中国社会科学院

日本研究所)二〇〇三—四、二〇〇三—

五

熊本史学(熊本史学会)八〇・八一、八二

札幌大学女子短期大学部紀要(札幌大学女

子短期大学部)四二

歴史学報(歴史学会)一七九

Вестник Древней Истории (Институт
Всеобщей Истории РАН) 2(245)

経済科学(名古屋大学大学院経済学研究